

## 令和8年度東串良町デマンド型乗合タクシー実証運行支援業務委託 プロポーザル審査 選定理由

このたびの令和8年度東串良町デマンド型乗合タクシー実証運行支援業務委託に係る公募型プロポーザルにおいては、1者によるプレゼンテーションが行われました。

審査については、令和8年度東串良町デマンド型乗合タクシー実証運行支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の「9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施」に基づいて審査しました。

評価の主なポイントは、①業務実績、②企画提案、③業務工程、④業務実施体制、⑤業務見積書・業務参考見積書の5つです。

特に②企画提案については、下記のとおり評価観点を定めて、各審査員が評価しました。

<提案項目① 運行体制・運行業務について（業務実施体制）>

1. 業務を効果的に遂行するための体制が十分か。

<提案項目② 利用者の利便性・利用促進の取組みについて>

1. 利用者、運行事業者いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか。

2. 利用者の利便性向上に向けた具体的な提案があるか。

3. 高齢者又は障がい者への配慮又は情報提供の体制は整っているか。

<提案項目③ 安全性・緊急時の対応について>

1. 事故や車両の故障など、不測の事態が発生した際の対応方法が具体的に示されているか。

2. 苦情対応（処理）体制などが確立されているか。

総じて、「地域性への理解」「現実的な提案内容」を兼ね備えた「バイタルリード・大福コンサルタント共同企業体」様が優先交渉権者として選定されました。